

～ 森とびわ湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村 ～

広報

# こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2013



6

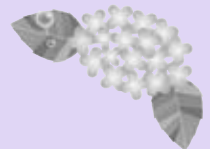
TOWN INFORMATION



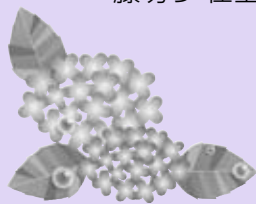
甲良東小 お田植え体験



藤切り 在土成人会のみなさん



道の駅ゴールデンウィークイベント



**3** 第88回春花壇コンクール

**7** 親子ふれあい教室が始まります

**9** 児童手当制度のご案内

**14** 人権擁護審議会委員を募集します


**15** 幼稚園就園奨励費について

**16** 第55回 水道週間

行事 **お田植え祭**

法養寺出身の大棟梁「甲良豊後守宗廣公」を顕彰する『第41回日光東照宮献穀お田植え祭』が執り行われました。御神田前で神事が行われ、献穀米の苗を丁寧に植えられました。また、秋には収穫されたお米が日光へと届けられます。



 **道の駅 せせらぎの里こうら ゴールデンウィークイベント**

道の駅のグランドオープンから1ヶ月が経ち、ゴールデンウィークの初日となる4月27日(土)から5月6日(祝)にテント村が開かれました。

出店としては、会員の方々をはじめ町職員も含めて焼き鳥やフライドポテト・地元野菜・花苗・加工品などを沢山の販売が行われました。



遠方より多くの方が、憩いの場として少しの間ではありますが立ち寄って頂き、地元の方と交流をすることが出来ました。

子供連れの家族も多く、遊んでもらうことができ賑やかでたのしい時間となりました。



行事 **藤切り祭**

5月5日(日)、5月6日(月)に在土八幡神社にて、『藤切り祭』が行われました。十二房の藤の花を神殿に於いて「藤堂家の繁栄」を祈願され、しめやかに催行されました。

又、5月12日(日)成人会・顕彰会の方々が、神社に咲いている藤の花を一房ずつ丁寧に切り、綺麗に飾りつけされました。



行事 **第88回春花壇コンクール**

5月15日、第88回春花壇コンクールの審査が行われました。開花の状況や手入れ等の管理状況、印象度、更に子どもたちが毎日つけていた観察日誌等を参考に審査されました。

春先の低温の影響で生育が遅れ気味でしたが、どの字も管理が行き届ききれいに咲いていました。

こうらスマイルネット

最優秀賞	金屋少年団	
優秀賞	正楽寺少年団	小川原少年団
努力賞	呉竹少年団	横関少年団
奨励賞	下之郷少年団	



最優秀賞 金屋少年団



優秀賞 正楽寺少年団



優秀賞 小川原少年団

## 平成25年度 甲良町まちづくり協議会(第2回)が開催されました。



会長 山本 正儀(呉竹) 副会長 若林 光蔵さん(池寺)



会議風景

平成25年4月23日(火)午後7時30分から甲良町役場2階会議室を会場に、各集落区長さんとむらづくり委員長さんなどで構成される甲良町まちづくり協議会が開催されました。このまちづくり協議会は、甲良町まちづくり条例で定められているもので、各むらづくり情報の交換やまちづくりに関して町への提案などが行われます。

第2回となる今回は、町長からの委嘱状の交付や会長・副会長の選任(会長 山本正儀さん[呉竹むらづくり委員長]・副会長 若林光蔵さん[池寺区長])、総務課より「平成25年度甲良町の主要事業」について、保健福祉課、健康推進員さんから「むらづくりと健康づくり」、企画監理課より「まちづくり協議会の設置趣旨や本年度の取り組み、平成25年度地域自治振興交付金制度などの説明および各集落のむらづくり事業の情報交換」が行われました。特に、健康推進員代表の廣川八重子さんから「まちづくりは健康づくり」、各集落でも健康づくりをしっかりと位置付けたむらづくり事業を取り組んでいただければと話されていました。

## 年金からのお知らせ

### 1. 保険料を免除されている皆様へ! 追納制度をお勧めします。

保険料免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた期間は、そのままにされると保険料を納付していた期間に比べ、将来支給される老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

そのため、国民年金には10年以内であれば、遡って保険料を納付することができる「追納制度」があります。追納されると、その期間は保険料納付済期間となり、当初から保険料の納付があった場合と同じ扱いになります。満額の老齢基礎年金を受給するためにも、追納をお勧めします。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目からは、当時の保険料に加算金がつきます。

### 2. 年金受給者の皆様へ! 「年金振込通知書」が送付されます。

日本年金機構では、年金受給者を対象として、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」を送付しています。

この通知書は、原則として向こう1年間の年金支払額をお知らせするものですが、支払額や支払機関等に変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」が送付されます。

【問合せ先】 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

## 天使のほほえみ

## 1歳のおたんじょうびおめでとう!



まるやま ましゅう  
丸山 磨柊ちゃん  
6月8日生(池寺)



うえだ あき  
上田 煌ちゃん  
6月9日生(法養寺)



みやがわ しえる  
宮川 咲月ちゃん  
6月12日生(法養寺)



おくがわ かいと  
奥川 海音ちゃん  
6月14日生(横関)



かねだ ゆあ  
金田 結愛ちゃん  
6月20日生(呉竹)



なす らお  
那須 来凰ちゃん  
6月22日生(小川原)

平成25年8月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H24年8月生のお子さん)の方は、6月26日(水)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

【問合せ先】 企画監理課 ☎38-5061 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314



## 放射線量の測定について

甲良町では、福島第一原子力発電所における事故を受け、町内における放射線量の測定を行っています。これは、原子力災害が発生した場合に備えて、平常時の測定値を把握し、町民のみなさんに安心していただくためのものです。毎月2回の測定結果を掲載します。

### 5月の測定結果

測定日	測定時間	天候	放射線量
5月1日(水)	午前9時	曇り	0.080 $\mu$ Sv/h
5月15日(水)	午前9時	はれ	0.073 $\mu$ Sv/h

※  $\mu$  Sv/h (マイクロシーベルト/時)  
測定場所: 甲良町役場庁舎前 地上から約1m  
測定の方法: 3回測定し、その平均値を測定結果とする  
測定機器: 環境放射線モニタ(PA-1000)  
(測定範囲: 0.001 ~ 9.999  $\mu$  S v / h)

6月	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

●…休館日

～大人も絵本～

笑ったり、涙したり、優しい気持ちになったり。絵本は素直な感情をときはなち、心の奥にある静かな場所へ連れて行ってくれます。



**「あさになったのでまどをあけますよ」**  
荒井良二／著 偕成社  
あさになったのでまどをあけますよ…。山のふもと、ビルが立ち並ぶ街、海辺。様々な場所に様々な人が住み、新しい朝をむかえています。



**「あさえとちいさいもうと」**  
筒井頼子／作 林明子／絵 福音館書店  
あさえは妹のあやちゃんとお留守番をすることになりました。あやちゃんを喜ばせるために、道路にチョークで線路を描きます。夢中になって描いているとあやちゃんがいなくなって…。



**「おこだでませんように」**  
くすのきしげのり／作 石井聖岳／絵 小学館  
ぼくはいつも怒られる。家でも学校でも怒られる。ぼんまはぼく「ええこやねえ」って言われたいんや。七夕の日、ぼくはお願いをいっしょうけんめい考えて、心をこめて書いた。



**「パンダのシズカくん」**  
ジョンJ. ミュース／作・絵 フレーベル館  
ジャイアントパンダのシズカくんは、風にあおられてカラカサとともに、三人きょうだい、アディ、マイケル、カールの家におりてきました。さて、シズカくんときょうだいはどんな話をするのでしょうか。



**「私の昭和町」**  
峰岸達／著 PHP研究所  
昭和町とは著者が生まれ育った町の名前。昭和三十年代の横町には、ちょっと変わった、でもユーモアにあふれた愛すべき人々がいまして。著者の記憶に残る人や風景。



**「ふしぎなえ」**  
安野光雅／絵 福音館書店  
ページをめくると、不思議な絵の世界に引き込まれていきます。



**「火は早めに消さないと」**  
トルストイ／原作 柳川茂／文 小林豊／画 いのちのことは社フォレストブックス  
ある村に2軒の農家がとなりあって住んでいました。仲良く暮らしていましたが、ささいなことでもいさかいが始まり…。



**「ピーボディ先生のりんご」**  
マドンナ／作 ローレン・ロング／絵 集英社  
ピーボディ先生は小学校の先生。リトルリーグで教えています。子どもたちはみな先生が大好き。でもある日、トミーはピーボディ先生が果物屋さんでりんごを手にとって立ち去るのを見て…。

6月の催し物

\* 図書館の行事は全て無料です。

8日(土) 11:00～11:30	21日(金) 11:00～11:30
おはなし会	ぴよぴよよこのおはなし会
22日(土) 14:00～	23日(日) 14:00～
名作映画会 『まぼろしの邪馬台国』(117分)	子どもえいが会 『タンタンの冒険』(107分)

☆☆ 6月の展示 ☆☆

6/8(土)～6/30(日)  
6月は食育月間です。食育に関する図書、ポスターなどを展示します。

親子ふれあい教室がはじまります

今年度から親子ふれあい教室は、主に子育て支援センターで開催します。子どもたちもお母さんたちも新しい出会いがあります。みんなで楽しく遊びましょう。

東学区	1才児	にこにこひろば	7日(金)	10:00～11:45
	2・3才児	わいわいひろば	12日(水)	10:00～11:45
西学区	1才児	すくすくひろば	5日(水)	10:00～11:45
	2・3才児	のびのびひろば	17日(月)	10:00～11:45
東西学区	0才児	こあらくらぶ	19日(水)	10:00～11:30

親子ふれあい教室の参加申し込みは、随時受け付けています。

お申し込み、お問い合わせは子育て支援センターまで ☎38-8003

ぽかぽかタイム

4月19日(金)に、ぽかぽかタイムがありました。当日は、18組の親子が参加されました。みんなで遊んだり、おやつを食べて楽しく過ごしました。ぽかぽかタイムは、毎月あります。申し込みは、必要ありません。日程は、広報や子育て支援センターの掲示板でお知らせします。お気軽にお越し下さい。



砂あそびをしています。

5月にひきつづき、6月も毎週木曜日の午前中、砂あそびをします。楽しいですよ！



6月のひろばのお知らせ



ぽかぽかタイム

日時 6月24日(月) 10:30～11:30  
場所 子育て支援センター  
内容 たのしいふれあい遊び  
たなばたの短冊に願いを書こう。  
対象 保育センターに入園していないお子さんと保護者(または、保護者に代わる方)  
持ち物 お茶・おむつ・タオルなど

子育て相談・教育相談

相談は、随時受け付けています。\*ご相談内容は秘密厳守しますのでご安心ください。電話でも、直接来てくださっても結構です。

ほっと館フェスタ 夏まつりのお知らせ

7月17日(水)に「ほっと館フェスタ夏まつり」を開催します。詳細は、広報誌・子育て支援センターの掲示板でお知らせします。お楽しみに！



【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎38-8003

## 税務課からのお知らせ (☎38-5064)

6月は町県民税と国民健康保険税が確定し納税通知が送付されるとともに第1期の納付月となっています。納期限内に必ず納付しましょう。

### 町民税

町民税は、一般に町県民税（町民税と県民税を併せて）と呼ばれ、町民の皆さんや法人に広く負担していただいている税金です。町民税には個人の町民税と法人の町民税があり、それぞれに均等の額によって納めていただく均等割と、所得の額に応じて納めていただく所得割があります。（法人の場合は法人税割）なお、個人の県民税については個人の町民税と課税のしくみが同じ（税率を除く。）なので、甲良町がまとめて手続きを行っています。個人の町民税は、前年1年間の給与や公的年金、事業による売上げ、アパートや駐車場の賃貸料、土地や建物の譲渡益などの所得に対して課税されるもので、1月1日に住所のある市町において県民税と併せて課税されます。

税率	課税所得	税率		
		県民税	町民税	合計
一律		4%	6%	10%

### 国民健康保険税

病気は突然私たちに襲ってきます。そんな時にお金がなくて、病院にかかれなかったらどうなることでしょう。身体の苦痛だけでなく、経済的な不安も背負うことになります。国民健康保険は、誰もが安心して平等に医療が受けられるように、日頃から保険税を出し合い、いざという時の医療費に充てる「助け合い」の制度です。

国民健康保険の加入者（被保険者）は75歳未満の人です。75歳（一定の障害のある人は65歳）になると新たに後期高齢者医療保険制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

国民健康保険税は国民健康保険に加入している人（被保険者）を対象に3本建てで課税されます。①医療保険分②後期高齢者支援金分③介護給付分（40歳～64歳の人のみ）をそれぞれ、所得割・資産割・均等割・平等割の合計を合算し国民健康保険税として世帯主に課税されます。

区分	課税標準	税率		
		医療給付分 (加入者全員)	後期高齢者支援金 (加入者全員)	介護給付分 (40歳～64歳)
所得割額	前年の所得の合計額から33万円（基礎控除）を控除した額	4.80 / 100	2.20 / 100	1.60 / 100
資産割額	当該年度の土地・家屋にかかる固定資産税額	20 / 100	10 / 100	4.2 / 100
均等割額	被保険者1人につき	18,000円	8,000円	9,000円
平等割額	1世帯につき	18,000円	9,000円	6,000円
	最高限度額	510,000円	140,000円	120,000円

### ●国民健康保険の軽減措置

世帯主とその世帯の国保加入者の合計所得金額が一定基準以下であれば、下表のように国保税の均等割、平等割が減額されます。

未申告など所得が不明な世帯は軽減されませんので、所得がなくても必ず申告するようにしましょう。

軽減基準（前年の世帯の所得）	軽減割合	軽減後の税額（平成24年度）			
		区分	医療保険分	支援金分	介護保険分
世帯主と国保加入者の合計所得金額が33万円以下の場合	7割	均等割	5,400円	2,400円	2,700円
		平等割	5,400円	2,700円	1,800円
世帯主と国保加入者の合計所得金額が33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) 以下の場合	5割	均等割	9,000円	4,000円	4,500円
		平等割	9,000円	4,500円	3,000円
世帯主と国保加入者の合計所得金額が33万円 + (35万円 × 世帯主を含めた加入者数) 以下の場合	2割	均等割	14,400円	6,400円	7,200円
		平等割	14,400円	7,200円	4,800円

【問合先】 甲良町 税務課 ☎38-5064

## 児童手当制度のご案内

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに父母等保護者に支給するものです。

### 1. 児童手当について

○支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

支給額	児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
	3歳未満	一律 15,000円
	3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	一律 10,000円
	所得制限限度額以上	一律 5,000円



○支払時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

### 2. 現況届について（毎年6月に提出）

**忘れないで!**

#### ○現況届について

6月分以降の児童手当を受けるには、現況届が必要です!

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降も引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうか確認するためのものです。

この届出がないと6月以降の支払いが受けられなくなりますので、ご注意ください。

#### 【現況届に必要な添付書類】

- 請求者が被用者（サラリーマンなど）の場合  
→健康保険被保険者証の写し（勤務先名記載）など
- 平成25年1月1日に甲良町に住民登録がなかった方  
→前住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書（平成24年分）  
この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

○提出期間 平成25年6月末まで

### 3. その他の届出 こんな時は15日以内に申請が必要です!

- お子さんが生まれた時
- 児童を養育しなくなった時
- 児童の住所が変わった時
- 他の市区町村に住所が変わった時
- 公務員になった時
- 振込先の口座が変わった時

【問合先】 甲良町 保健福祉課（保健福祉センター1階） ☎38-5151

## 甲良町に住んでよかった ～認知症になっても安心して暮らせる町づくり～

### シンポジウム開催のお知らせ

日時：2013年6月8日(土)  
 時間：10:00～12:00(9:30開場 10:00開始)  
 場所：甲良町保健福祉センター  
 テーマ：「やっぱり おばあちゃんがいなくなったらさみしい  
 ～娘のそんなひと言を大切に～」  
 参加料：無料(若い世代の方の参加もお待ちしています。)  
 講師：多賀町 介護者 米谷利子 様

<お問い合わせ・申し込み>

甲良町サービスセンター けやき (☎0749-38-8181)  
 甲良町地域包括支援センター (☎0749-38-5161)

### ☆二次予防高齢者事業が始まります☆

基本チェックリストの結果はいかがでしたか？  
 低下している生活機能について、対象となる方には教室の案内を送らせていただいています。案内を受け取った方は、積極的に申し込み下さい！  
 いつまでも自分らしく生活できるように、介護予防教室に参加してみましょう！

### ☆6月の介護予防事業☆

・筋力トレーニング教室 第22期生  
 4日から毎週火曜・金曜 13:30～15:30

・脳力塾  
 5日・19日(水曜開催) 13:30～15:30

・転倒予防教室  
 運動テーマは『肩こり改善・予防体操』です  
 Aグループ⇒ 13日・27日(木曜開催) 13:30～15:00  
 Bグループ⇒ 14日・28日(金曜開催) 10:00～11:30

<場所>

甲良町ライフサポートセンター ほっと館



### ☆「おひさま会」相談日のお知らせ☆

認知症や介護について、気軽に相談してみませんか？  
 認知症相談員・介護支援専門員が相談に応じます。  
 日時：6月11日(火) 午前10時～12時  
 場所：保健福祉センター 1階 研修室  
 申込先：地域包括支援センター (☎38-5161)



【問合先】 保健福祉センター内 地域包括支援センター ☎38-5161

## はつらつだより

ご存じですか？

### ロコモティブシンドロームとは

加齢に伴い、「骨、関節、筋肉」などの身体を支え動かす「運動器」の障害が原因となって、介護が必要となったり寝たきりになったりする危険性が高い状態をロコモティブシンドローム(運動器症候群)といいます

### ロコチェック



一つでもあてはまれば、ロコモの恐れあり。

- 片脚立ちで靴下が履けない。
- 家中でつまずいたり滑ったりする。
- 2kg程度の買い物を持ち帰るのが困難。
- 階段を上がるのに手すりが必要。
- 青信号で横断歩道を渡りきれない。
- 15分くらい続けて歩けない。
- 家のやや重い仕事が困難。
- (掃除機がけや布団の上げ下ろしなど)



### やってみよう！ロコトレ

ロコモ対策で、転倒や寝たきりを防ぎましょう。

#### ロコトレ① 開眼片脚立ち



一歩踏み出す感じで軽く片足を上げる。  
 両手を突いて、または指だけを突いて行ってもよい。  
 ※転倒防止のため、必ずつかまるものがあるところで行う。

左右1分間ずつ 1日3回。

#### ロコトレ② スクワット



膝がつま先より前にでない。  
 机に手をつけて行ってもよい。  
 ※安全のために椅子やソファの前で行う。

深呼吸のペースで5、6回繰り返す。  
 1日3回。



鍛えている部位を意識して運動しましょう。

#### その他のロコトレ

ラジオ体操  
 ウォーキング  
 膝の曲げ伸ばし など



このようなロコモティブシンドロームを予防するためにも、はつらつルームで運動習慣を身につけていきましょう!!

平成25年度 甲良町 がん検診  
無料クーポン対象の方は・・・{訂正版}



★以下の対象の方には、後日、無料クーポン券を送付いたします。

♪ 大腸がん検診 無料クーポン配布対象 ※年齢は、平成25年4月1日現在の年齢です。

年齢	性別	生年月日
40	男女	昭和47年4月2日 ~ 昭和48年4月1日
45	男女	昭和42年4月2日 ~ 昭和43年4月1日
50	男女	昭和37年4月2日 ~ 昭和38年4月1日
55	男女	昭和32年4月2日 ~ 昭和33年4月1日
60	男女	昭和27年4月2日 ~ 昭和28年4月1日

♪ 子宮頸がん検診 無料クーポン配布対象 ※年齢は、平成25年4月1日現在の年齢です。

年齢	性別	生年月日
20	女	平成4年4月2日 ~ 平成5年4月1日
25	女	昭和62年4月2日 ~ 昭和63年4月1日
30	女	昭和57年4月2日 ~ 昭和58年4月1日
35	女	昭和52年4月2日 ~ 昭和53年4月1日
40	女	昭和47年4月2日 ~ 昭和48年4月1日

♪ 乳がん検診 無料クーポン配布対象 ※年齢は、平成25年4月1日現在の年齢です。

年齢	性別	生年月日
40	女	昭和47年4月2日 ~ 昭和48年4月1日
45	女	昭和42年4月2日 ~ 昭和43年4月1日
50	女	昭和37年4月2日 ~ 昭和38年4月1日
55	女	昭和32年4月2日 ~ 昭和33年4月1日
60	女	昭和27年4月2日 ~ 昭和28年4月1日

広報こうら5月号掲載の、子宮頸がん検診無料クーポン配布対象に間違いがありましたので、訂正してお詫びいたします。対象者の方には、大変ご迷惑をおかけしました。

※がん検診の日程など、詳細については、**広報こうら4月号** をご覧ください。

がん検診に関するお問い合わせ・お申し込みは、

甲良町保健福祉課 保健係 保健師 ☎38-3314まで

フッ化物洗口によるむし歯予防効果

フッ化物洗口は、永久歯のはえ始める4～5歳から開始し、永久歯がはえ終わる中学校終了まで継続することが望めます。

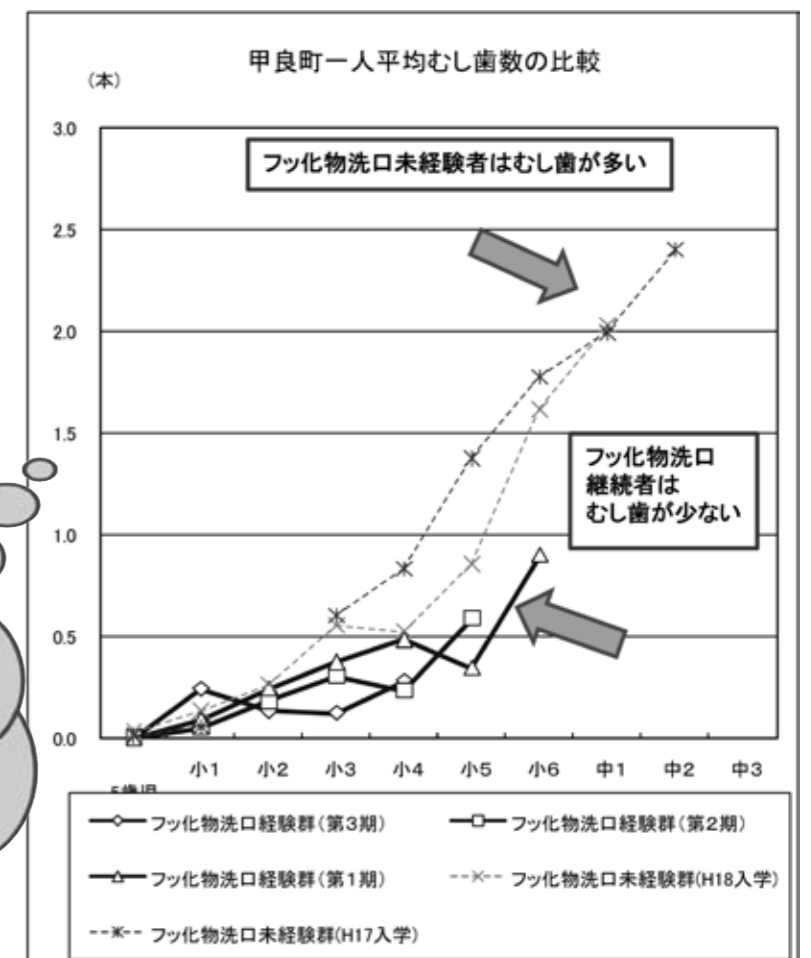
フッ化物洗口実施によるむし歯予防の効果は、一人平均むし歯数の評価で30～80%といわれており、特に開始4年後くらいからフッ化物洗口未実施群と大きく差が開いてくるといわれています。

フッ化物洗口  
H19年度開始



フッ化物洗口を継続して受けている期間が長い児童ほど、むし歯の数が少なくなっています。

フッ化物洗口の効果が大きい!!



歯みがきは じょうぶなからだの第一歩

6月3日(月)から9日(日)は 歯の衛生週間です。  
生涯にわたって大切な、家族みんなの歯の健康について考えましょう。

～むし歯を防ぐために～

★乳児期からの歯みがき習慣を。

甘い飲み物・口に入れて甘いものは、すべてむし歯の原因になります。食後は必ず歯みがきをする習慣をつけましょう(※乳児の頃から)!!

★栄養バランスのとれた食事と、規則正しい生活リズム(食事時間)を。

歯の質を高めるためには、栄養と規則正しい生活リズムが大切です。



## 甲良町人権擁護審議会委員を募集します。

### 甲良町人権擁護審議会委員一般公募募集要領

甲良町では、甲良町人権擁護条例で定める『あらゆる差別がないまちづくり』の実現をめざした『人権施策基本方針』を策定し、全人権擁護審議会委員の9名で取り組みをしてまいりましたが、任期満了のため、甲良町まちづくり条例により、審議会等の委員について、一般公募するように定められていますので、以下のとおり募集をします。

- 1 募集人員 2人
- 2 任 期 委嘱された日から、審議会が諮問を受け町へ最終答申するまでの期間とする。  
(平成25年7月から平成27年3月までの予定)
- 3 報 酬 日額 5,000円(会議開催日)
- 4 応募資格 以下の条件にすべて該当する人  
(1) 甲良町内に居住している満18歳以上の人  
(2) 任期内に会議に出席できる人  
(3) 甲良町職員および甲良町議会議員でない人  
(4) 甲良町の他の付属機関等の委員でない人
- 5 応募手順
  - (1) 応募書類
    - ① 応募用紙 甲良町役場人権課に設置しております。  
また、町ホームページからもダウンロードできます。  
(<http://www.kouratown.jp>)
    - ② 小論文 『私の考える人権尊重のまちづくり』をテーマとした自由タイトルの小論文(800字以上、1600文字以内 A4用紙:書式自由)
  - (2) 応募方法 持参(役場人権課)または郵送のいずれかによる。
  - (3) 応募先 甲良町役場人権課  
〒522-0244 犬上郡甲良町在土353番地1
  - (4) 応募期限 平成25年6月21日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)
- 6 選 考 役場で、面接および提出論文の審査・選考を行います。選考の結果は7月上旬頃に応募者全員に通知します。(面接日・6月27日(木)午後3時から役場人権課にて)
- 7 その他 提出書類は返却しません。  
委員の氏名は公表しますが、それ以外の個人情報の取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。

【問合先】 甲良町役場 人権課 ☎ 38 - 5066

## 中学校 フッ化物洗口について

甲良中学校でも、“フッ化物洗口”が始まりました。フッ化物洗口とは、永久歯が生え終わる中学校終了までの期間に、永久歯のむし歯予防効果が少しでも高くなるよう、フッ化物を口を含み、歯の再石灰化を促進し、むし歯になりにくくする取り組みです。取り組みを始めた子どもたちは、格段にむし歯の数が減ってきています。甲良町では、平成19年度より、まず小学校でフッ化物洗口の取り組みが始まりました。今年度、甲良町フッ化物洗口第1期生の子どもたちが、中学1年生となりました。今年の4月から甲良中学校においても、中学1年生を対象に、週1回のフッ化物洗口を始めました。中学生時代の残り3年間の取り組みを大切に、生涯にわたって強い歯の維持と歯の衛生に気を付けられる人に成長してほしいと願っています。

しかし、フッ化物洗口だけでは、強い歯の維持はできません。丁寧な歯みがきや食べ物の摂取の仕方など、気を付けなければならないことはたくさんあります。フッ化物洗口の取り組みをより効果のあるものにするために、ご家庭でのご協力をいただき、甲良の子どもたちの平均むし歯数を減少させていくようよろしくお願い致します。



## 幼稚園就園奨励費について

幼稚園教育の一層の普及と充実を図り、公・私立幼稚園間の保護者負担の是正を目的として、ご家庭の所得状況に応じて経済的負担の一部を軽減する制度です。

以下の対象に該当すると思われる方は甲良町教育委員会事務局で受付を行いますので、期間中に申請をお願いします。

- 支給対象** 町内に居住する幼稚園児がいる世帯のうち、次に該当する世帯
- ①生活保護を受けている世帯
  - ②平成25年度の町民税が非課税の世帯
  - ③平成25年度の町民税所得割額が非課税の世帯
  - ※④平成25年度の町民税所得割額が77,100円以下の世帯(私立幼稚園のみ)
- 支給金額** 国の補助基準に準じます。(平成24年度実績 公立(年間)20,000円)
- 申請期間** 平成25年6月10日(月)～平成25年6月21日(金)(土・日を除く)
- 申請書類** ①(別紙様式1)使用料等減免措置に関する調書(用紙は教委事務局にあります)  
②平成25年度課税証明書(平成25年1月1日まで町外にお住まいだった世帯は、前住所地の税務担当課で取得してください。)
- その他** 審査の結果不認定となり、奨励費が受けられない場合があります。  
認定・不認定は平成25年度の税額等で審査を行います。調書(申請書)の提出をもって教育委員会事務局が審査に必要な情報(所得、税等)を関係機関に照会することについての同意としますので、あらかじめご了承ください。  
所得の申告がない場合、審査できません。申告がお済みでない世帯は役場税務課で申告をお願いします。

【問合先】 甲良町教育委員会事務局 教育総務課(担当 森) ☎ 38 - 5070



第55回 水道週間 6月1日(水)～6月7日(火)

スローガン「復興の未来と生命 <sup>いのち</sup> 照らす水」

朝、冷たい水で顔や手を洗い、おいしい水を一杯飲む。水道の水は飲み水としては、もちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗トイレなど、いろいろなところで使われています。

また、レストランや工場など、さまざまな場所で使われ、私たちの生活を支え・うるおし、毎日の暮らしになくてはならないものです。

私たちの生活が豊かになるにつれ、蛇口から出てくる水道水が当たり前となり、水道の大切さが忘れさられようとしています。

6月1日から1週間は水道週間です。みなさんも大切な水道水について考えてみてはいかがでしょうか。みなさんの毎日の暮らしが快適に過ごせるよう、水道の水を上手に使ってください。

甲良町では、安全でおいしい水を供給するため、水道法に基づき定期的に水質検査を実施しています。

メーター検針にご協力を

水道のメーター検針を毎月、月初めに行っています。ご使用になった水量を正確に検針して水道料金を算定いたします。水量の読み間違い等がないようにするため、水道メーター付近には、物を置かないなどのご協力を宜しくお願いいたします。

水道料金の口座振替はお済みですか？

皆さんは水道料金の口座振替の手続きはお済みでしょうか？

ただ今、建設水道課では水道料金を口座振替にして頂けるよう推進しています。

まだ、お済みでない方・手続き等でお困りの方は、最寄りの金融機関または建設水道課までお越し下さい。

ご協力お願い致します。

水道料金の口座振替について…

甲良町では、水道料金を口座振替により、お支払いして頂いている方には、毎月月末(※注 月末が土・日・祭日等の場合は翌月の最初の平日)が引落日となっておりますので引落日までには、口座の残高を確認の上入金して頂きますようお願い致します。

なお、月末に引落しが出来なかった場合につきましては、毎月15日に再度引落日となっておりますのでご協力お願いをいたします。

宅内の漏水のチェックを！

漏水の発見方法は、まず家中のすべての蛇口を閉め、水道メーター内の『パイロット』を確認して下さい。

パイロットが少しでも回転していればどこかで水が漏れている証拠です。

すぐに、町の指定給水装置事業者に修理を依頼して下さい。

尚、甲良町給水装置事業者の名簿一覧表は、役場建設水道課および町ホームページにあります。

こんな時は、水道の手続きを忘れずに

- ① 転居・転出などで使用を中止する場合
  - ② 新たに、給水を開始する場合
  - ③ 水道使用者の死亡等で名義変更する場合
- ①～③につきましては、役場建設水道課の窓口へ



【問合せ先】 甲良町役場 建設水道課 ☎ 38 - 3581 (直通)

民生委員児童委員さんを紹介します

このほど、厚生労働大臣から民生委員児童委員の委嘱状が送付され、次の方が新しく長寺西地区の民生委員児童委員に就任されました。

任期は、平成25年3月1日から平成25年11月30日までです。

担当字	氏名	電話番号
長寺西	上田徳正	38-4018

お知らせ し尿収集カレンダー【平成25年7月】

日(曜日)	午前 / 集落	午後 / 集落
1日(月)	呉竹①	呉竹①
2日(火)	呉竹①	不定期
3日(水)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
5日(金)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
8日(月)	尼子①・呉竹①	尼子①・呉竹①
9日(火)	長寺西①・長寺東①	長寺西①・長寺東①
10日(水)	長寺西①・長寺東①	不定期
12日(金)	金屋①②③	金屋①②③
16日(火)	下之郷①・北落①②③	下之郷①・北落①②③
17日(水)	在士①・池寺①・正楽寺①③・横関③	在士①・池寺①・正楽寺①③・横関③
19日(金)	法養寺①②	法養寺①②
22日(月)	池寺②・横関②	不定期
23日(火)	小川原③・呉竹③	小川原③・呉竹③
24日(水)	長寺西②・長寺東②	長寺西②・長寺東②
26日(金)	長寺西②・長寺東②	長寺西②・長寺東②
30日(火)	長寺西③・長寺東③	不定期

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2～3日は前後します)に収集させていただきます。

【問合せ先】 クリーンライフ湖東(有限責任事業組合) ☎ 35 - 5205 FAX 35 - 5206

**不法投棄 捨てると犯罪者！！不法投棄監視ウィーク**

不法投棄は立派な違法行為です！！  
 近年の法改正による罰則強化、排出者の責任強化、関係省庁や地方自治体の協力による監視等、様々な取り組みがされています。  
 その取り組みの一つとして、不法投棄をさせない許さない社会環境づくりを進め強化する目的で、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの1週間を『全国ごみ不法投棄監視ウィーク』として定めています。

不法投棄のないきれいな町にするために…  
 一人一人が出来ることから気を付けましょう。



不法投棄に関するお問い合わせ：甲良町役場 住民課 生活環境係 ☎ 38-5063

**ひとのうごき**

< >内は前月との比較 H 24.5.1 現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,644	< + 6 >	510	2,273	861
女	3,986	< + 6 >	481	2,284	1,221
合計	⑦ 7,630	< + 12 >	991	4,557	② 2,082
世帯数	2,529	< + 2 >	④÷③=高齢化率 27.29% 高齢化率とは 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

コープしがは創立20周年を迎えました！

**滋賀県民のくらしを支え続けられる確かな存在へ**

宅配 コープしが

店舗 コープしが

夕食サポート

20th

CO-OP 共済

滋賀県下 約4軒に1軒が加入!

ありがとうございますそして 未来へ

生活協同組合コープしが  
 組合員コールセンター ☎ 0120-709-502

コープしが 検索

**プール & お風呂 温水プール・香良の湯カレンダー**  
 利用案内 <http://koura.izumi21.net/>

**水泳教室生徒大募集！！**

《水泳教室受講手続き》  
 教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

※詳しくは、問合先までご連絡下さい。

定員になる前に来てネ！

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかかりにくい健康な体づくりと、子供の限りない可能性を引き出すのを目標とします。

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。 ◎受講料：4,000円

曜日・時間	対象	募集
水曜日 午後5時～6時	4歳～未就学児	若干名
水曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	20名
金曜日 午後5時～6時	小学1～2年生	10名
金曜日 午後6時～7時	小学3～4年生	若干名
土曜日 午後3時～4時	4歳～未就学児	20名
土曜日 午後4時～5時	小学1～2年生	20名
土曜日 午後5時～6時	小学3～4年生	10名
土曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	20名

7月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28	29	30	31	■ 休館日		

7月の休館日はありません。休まず営業致します。

成人スイミング教室 [中学生以上]

運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。  
 ◎曜日・時間：水曜日/午後1時30分～2時30分  
 又は 土曜日/午後7時～8時

◎定員：各教室30名 受講料：4,400円

ウキウキウォーキング [中学生以上]

ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。

◎曜日・時間：金曜日/午後7時30分～8時30分  
 ◎定員：30名 受講料：3,000円

**香良の湯**

広いお風呂でのんびり入浴  
 心も体もしっかり温まり  
 休憩所でごゆっくり

利用料 1回につき  
 ◎大人 250円 (中学生以上)  
 ◎小人 150円 (小学生)  
 ※身体障害者手帳をお持ちの方は各利用料が割引となります。

【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎ 38-5155

**せせらぎ農産物直売所**

<営業日> 年中無休  
 (※12月31日～1月3日までは休み)

<営業時間> 午前9時～午後6時

<電話番号> 38-2744

新鮮で安心・安全な野菜・花・果物を多数揃えています！！

**行政相談日 (第4火曜日)**

6月25日(火) 10時～12時  
 保健福祉センター2階 相談室  
 相談内容 ①医療保険・年金 ②道路  
 ③生活保護 ④郵政 ⑤雇用など

**人権なんでも相談日**

6月3日(月) 13時30分～16時  
 保健福祉センター2階 相談室

ひこね市文化プラザ 発売中のオススメイベント 情報

おやこでたのしむコンサート vol.2  
**「竹村直哉 JAZZ for KIDS!」**  
 2013.7/15(月・祝) メッセホール 13:30開場 14:00開演

サクソフーン・クラリネット・フルート・ピッコロ…  
 数々の有名バンドでマルチに活躍する一流プレイヤー「竹村直哉」が子どもたちに贈る、ジャズの楽しさを200%伝えるコンサート!!

ジャズってなんだろう?どんなところがおもしろいの?といった疑問をわかりやすく解説しながら演奏します。子どもたちがよく知っているスタンダードなナンバーをはじめ、即興やアレンジでみんなが知っているあの曲、この曲が聞いているうちにジャズに大変身! さあ、手拍子して・歌って……一緒にジャズを楽しみましょう♪

全席自由[未就学児入場可]※定員200名  
 一般 500円  
 中学生以下無料

WORLD MUSIC TRIP vol.10 ジャズ・ライブ  
**「マンハッタン・ジャズ・クインテット」**  
 2013.7/30(火) グランドホール 18:00開場 19:00開演

これぞ、JAZZスタンダードの真髄だ!  
 NY最強JAZZ集団がふたたび、ひこね市文化プラザに帰ってくる!  
 デビッド・マッシュューズ率いる夢のジャズ・クインテット!

【開日オープン】17:00 START  
 JAZZピアホール  
 文化プラザの屋外スペースがピアホールに大変身!  
 素敵なジャズライブに加え、おいしいビール＆フードで暑い夏を盛り上げよう!【協力:KIRIN・千成亭・YetiFazienda 他】

全席指定[未就学児入場不可]  
 一般 4,000円  
 学生 1,500円  
 スチューデントパスポート会員(登録無料の学生会員) 1,500円

ひこね市文化プラザ チケットセンター 0749-27-5200 <http://bunpla.jp/>  
 ※窓口営業 9:00～19:00 月曜休館(月曜が祝日の場合、その翌日が休館)

# 健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

## 6月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
1歳6ヶ月健診	18日(火)	13:00～13:30	H23年9月10月11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月	26日(水)	13:00～13:10	H25年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
乳児健診10ヶ月	26日(水)	13:30～13:40	H24年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

## 7月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
女性がん検診	5日(金)	9:30～10:30	子宮頸がん：20歳以上 乳がん：40歳以上 骨粗しょう症： 40歳から70歳の5歳刻み年齢 申し込みをしてください。 各検診先着50名までです。	受診票 健康手帳 健診料 子宮：1000円 乳：1000円 骨：00500円
すこやか相談	8日(月)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
2歳6ヶ月健診	11日(木)	9:30～10:00	H22年11月12月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ

問合先 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314 / 38-5151

2013年(平成25年)6月号  
通巻第408号

発行/甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在士353-1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は6月14日(金)・28日(金)

午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

①住民票 ②戸籍(婚姻・出生・死亡など)

③印鑑登録・証明など ④所得証明

⑤評価証明 ⑥納税証明 ⑦各税金の納付

閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合先 住民課 住民係 ☎38-5063 税務課 ☎38-5064